

宇部市はつらつ健幸ポイント参加規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、ICTを活用することによって、日々の歩数の計測や体組成の測定、健康・環境に関するイベントへの参加などの成果・実績を可視化し、市民の健康づくり活動及び環境に配慮した活動等を促進することを目的として宇部市が運営する、はつらつ健幸ポイント（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他宇部市が定める基準に従って所定の品又は便益の提供を受けるために使用することができる交換手段及びその単位のことをいいます。
- (2) 「参加者」とは、宇部市が本事業への参加を認めた者をいいます。
- (3) 「マイページ」とは、付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条（個人情報の収集・利用）

- 1 本事業の目的である健康寿命の延伸並びに本事業の評価及び効果の分析のため、次の各号に定める個人情報を個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づき収集します。なお、参加者情報については、参加者本人から直接収集します。
 - (1) 参加者情報 本事業の参加者から次の情報を収集します。
 - ア 氏名、ニックネーム、性別、郵便番号、住所、生年月日、身長、電話番号、メールアドレス、小学校区、健康保険の種別
 - イ アンケート調査回答結果、活動量データ、体組成データ
 - ウ 健幸ポイント情報
 - エ マイページの利用ログデータ（接続時間、日時）
- 2 本事業の実施にあたって、活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務を株式会社タニタヘルスリンク（以下「委託事業者」といいます。）に委託し、宇部市の監督のもと、次の各号に定めるとおり個人情報を利用します。
 - (1) 活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務 前項第1号に定める参加者情報
- 3 委託事業者は、宇部市との委託契約に基づき、第4項に定める個人情報の安全管理措置を実施します。なお、市との事前協議によって、委託事業者は、個人情報を含まない統計情報等の成果物を共有し公表することができます。
- 4 個人情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - (1) お預かりした個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止及びその是正、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2) 宇部市は、次に定めるとおり、個人情報を適切に保護し、取り扱います。
 - ア 個人情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

イ 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を取得・利用します。

ウ あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、利用目的の範囲を越えて個人情報を宇部市以外の第三者に提供しません。

エ 参加者本人から、自らの参加者情報について別途定めるはつらつ健幸ポイント参加手引（以下、「参加手引」といいます。）に記載する問い合わせ窓口で照会があった場合は、適切に対応します。

オ 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

第4条（参加者の負担）

参加登録に係る費用は、無料とします。

第5条（活動量計の管理）

- 1 参加者は宇部市から貸与された活動量計を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 2 市が貸与した活動量計及び附属品の再配布は原則として行いません。

第6条（申込み内容の変更の届出）

- 1 参加者が宇部市に通知した住所、電話番号等に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を宇部市に届け出するものとします。
- 2 宇部市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイント又は参加者の健幸ポイント交換を無効とすることがあります。
- 3 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、宇部市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第7条（契約の解除について）

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
- 2 本事業の参加に関する契約の解除と同時に健幸ポイントもご利用中止となり、それまでに貯まっていた健幸ポイントは無効となります。

第8条（事業の中断・終了）

- 1 宇部市は、実施期間内であっても、本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。

第9条（禁止事項）

参加者は、次に定める行為を行ってはけません。

- (1) 活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
- (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 不正な手段を用いて歩数その他の建幸ポイントに関わる数値を改ざんする行為
- (4) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第10条（損害賠償等）

- 1 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により宇部市に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとします。

- 2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、宇部市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第11条（免責事項）

- 1 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 宇部市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 宇部市は、宇部市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 宇部市は、宇部市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 宇部市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 宇部市は、宇部市が指定する健康増進プログラムの利用において、宇部市の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第12条（規約の変更）

- 1 宇部市は、本規約の変更について、宇部市のウェブサイト等によって事前に変更内容及び変更後の規約が有効となる期日を周知し、期日以後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 2 本規約の変更について、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法及び関連法規・ガイドラインに基づき、宇部市より参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

附則

本規約は令和元年7月1日から適用します。

本規約は令和3年4月1日から適用します。

本規約は令和4年4月1日から適用します。

本規約は令和6年4月1日から適用し、令和6年6月30日をもって廃止します。